

【特別分科会】

テ ー マ 「教育活動と学校事務」

サブテーマ 「教育活動の活性化をめざした事務職員の役割」

(全事研本部)

1 オリエンテーション

(1) 研究テーマ設定の理由

教育改革が進む変化の激しい昨今、全国各地で学校事務職員が学校経営の中核者として教育活動を支援している様々な日々の実践や事務改善等についての報告を受け、さらには大学教授の基調講演を聴いた後、大学教授や大学院研修生を交えての意見交流を通して、当面する今日的で具体的な課題についての解決能力や政策的提言能力を養う一方、校長を補佐しマネジメントを司る者としての認識を高め、より一層の学校経営参画・推進する意識を啓発し、今後の学校事務及び事務職員のあるべき姿を展望し、これからの事務職員の役割を探っていくことが重要であると考えます。

(2) 提案(報告)発表の骨子

「職務標準」の規定が全国で施行されつつある中で、これにより事務職員が学校事務の総括者として学校経営に参画することが役割とされたが、私たち事務職員は円滑な学校運営推進のために、唯一の行政職員としての特性、専門性を生かし、具体の実践として教育活動をどのように支援してきたか、その成果と課題を検証します。

また、これからの学校経営において学校事務のあり方及び事務職員の果たすべき役割について大学教授、研究生を交え討論会を行い、今後の学校事務及び事務職員の将来像を展望します。

(3) 分科会運営の形態

1) 午前の部

私たち事務職員は子供たちの学習環境の整備・充実を通して教育活動の支援を展開しているが、校長を補佐し、地域、保護者と連携し円滑な学校運営を推進していく上で、「職務標準」の理念を踏まえ、学校経営の中で唯一の行政職員としての特性、専門性を生かし具体の実践として教育活動をどのように支援してきたか、その実践状況並びに成果と課題等について3県の実態報告を行います。

その後、鳴門教育大学教授から、規制緩和と地方分権により、学校が大きく変わろうとしている昨今、新しい学校づくりを推進していく上で、保護者・地域との連携はもちろん学校において教職員全体が一体となって有機的に運営していくことが必要になってきており、また公務員制度改革が近い将来予想される中で、これからの学校経営の中で学校事務組織をどう構築していくか、今後どのような事務職員であるべきか、また教育活動の中でどういう支援をすべきかという観点で基調講演をしていただきます。

2) 午後の部

鳴門教育大学院研修生(教員)から、教育活動の実践者として事務職員とは異なった立場からの視点で、これからの学校経営のありかたについて研究報告を受けた後、大学教授、研究生を交えグループに分かれて参加者が事前に作成したレポートを活用しながら、これからの学校経営における学校事務組織のあり方及び事務職員の果たすべき役割等についてグループ討議を行い、今後の学校事務及び事務職員の将来像を展望します。

(4) 分科会討議の柱

- 1) 「職務標準」の理念に基づいて、事務職員の専門性、特性を学校経営の中にどのように生かしているかその日々の実践の取り組みについて
- 2) 学校経営に参画し教育活動を支援していく上で、「職務標準」の意義及び施行による成果と課題について

- 3) 学校の役割及び学校へのニーズが多様化する昨今、これらに的確に応え学校を活性化していく上で、どのような事務職員であるべきか、どのような役割を果たすべきか。
- 4) 今後の公務員制度改革等の新しい制度改革に対応し、教育活動を活性化していく上での学校事務組織はどのように構築していくか。

(5) 分科会日程

受付	9:00～	(30分)	大学院研修生研究報告	13:30～	(60分)
オリエンテーション		(5分)	グループ討議		(100分)
実践発表		(60分)	グループ討議の報告		(20分)
質疑応答		(25分)	分科会終了	16:30	
休憩		(10分)			
基調講演		(80分)	* 午後の部の休憩は、グループ毎、		
昼食・休憩	12:30～	(60分)	適宜とることとする。		

(6) 参加者へのお願い

今回の高知大会は大会テーマの具現化に向けた研究協議の積み上げを図るという基本的な考え方のもとに、今日的な状況を踏まえた多様で柔軟な大会とするために特別分科会を設定しました。この分科会は、参加者に事前に定められたテーマに対するレポートを提出していただき、参加者が自ら問題意識をもって積極的に分科会に参加するとともに、教育をとりまく制度の大きな変革が想定される中で、今後の学校事務及び事務職員の在るべき姿を展望する活発な分科会としたいと思いません。また、教育活動の実践者である大学教授や大学院研修生（現教員）とも熱く語り合い、この分科会をパブリシティの一環ととらえ、学校事務の重要性を認識してもらおう場にもしたいと考えます。

2 静岡県における標準的職務の意義と成果及び課題について

はじめに

本報告は、静岡県の標準的職務が通知されるまでの事務研究会等の動きと、通知された後の行政の支援と実践定着への努力、そして通知後10年を経過した現状を簡潔に述べ、今後の課題提示とすることを目的とします。

(1) 標準的職務の通知

1) 通知の背景とねらい

平成5年3月29日、静岡県教育委員会教育長は「市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）」を県内各市町村教育委員会教育長に通知しました。その主な内容は、「開かれた学校づくりの推進、学校運営組織の確立など学校の活性化を図るとともに、学校事務の円滑かつ効率的運営を目指すこと」を目的としたものでした。それは、現在の教育改革の大きな流れ、個性重視の原則 生涯学習体系への移行 変化への対応、の3点に要約される臨時教育審議会の提言にも応えるものでした。臨教審が提起したものは、多様な個性、ニーズに対応した特色ある教育の展開、そして学校教育という短いスパンで価値を決定する社会から、学校教育を生涯学習体系の一環として捉え直し、生涯にわたり学びつづける社会の構築を目指していくことでした。社会人・地域人材の活用、学校施設の開放、共存という点でも学校教育を生涯学習のなかに位置付けていくものでした。変化への対応では、激変する社会、学校教育に要請される変化に受身的に対応するのではなく、主体的に対応していくことが大切であり、その能力をいかに獲得するかということが課題となりました。

2) 通知されるまでの事務研究会の努力

当時、特筆されるのは、静岡県公立小中学校事務研究会が長年の課題としてきた職務内容の明確化への会員の意識が、昭和62年の熱海での全国大会の発表を契機として、大きく前進したことです。そこでは、学校事務の概念を、従来の学校事務＝学校事務職員の仕事というミクロ的視点から、発想を転換し、学校経営というマクロ的視点から学校事務＝直接的教育指導及びそれに付随する事務以外の領域、と大きく捉え直したことです。そして、さらに全県の知恵を絞った「長期活動計画」

を策定していく過程で、静岡県の学校事務職員の意識が高まり、富士山の頂上（目標とする学校事務像）をめざして、広大な裾野の多くの登山口からそれぞれの登山者が、道は違うけれども富士山頂という同じ目標に向かって、一步一步を歩んでいるんだということをお互いに実感することができました。これらの研修の積み重ねと粘り強い努力が、全国的に評価された標準的職務の通知を受容できる素地となったものと思います。

3) 通知の衝撃

世の中にはわかっているにもかかわらず驚くということが多々あります。標準的職務がまさにそうでした。標準的職務が通知されたばかりの頃は、求められている水準の高さに戸惑ったというのが正直な思いでした。特に学校経営に区分された事務職員の役割、企画運営への参画に関する事、諸規定の制定に関する事等については、まったく初めての経験であり、先例もほとんどないため、学校経営参画の具体を求めて模索する時期が続きました。

4) 行政の理解、支援と一体となった事務研究会の努力

幸いにも県教育委員会、教育事務所など行政による研究校の指定等さまざまな形での支援を受け、標準的職務定着への努力は徐々に実を結び、花開いていくこととなりました。そして、模索から実践定着へと大きく舵を切り、平成7年の県大会で、標準的職務の定着の姿として、企画運営委員会への参画の一般化、事務部の標準的校務分掌表の一般化、処務規程の整備、が提案され、各地域での実践が始まりました。さまざまな実践の結果、事務部の長の位置付け、企画運営委員会への参画状況は、ともに80%を越えるまでになり、事務経営案も50%近くが実践するまでになりました。

(2) 処務規程の制定

1) 学校事務改善検討委員会の設置

県教育委員会は、学校事務・業務の大幅な改革改善に取組み、学校事務見直部会・諸規程見直部会・学校事務電算化部会の3つの部会からなる「学校事務改善検討委員会」を設置し、学校業務量調査を実施し、学校事務の見直し改善に着手しました。

2) 処務規程の制定

そして、平成9年に諸規程見直し部会の報告に基づき、各市町村教育委員会教育長に「市町村立小・中・養護学校処務規程(案)等について」を通知しました。通知に基づき、各市町村では事務取扱要領を含めて見直しをする動きが活発化し、処務規程を制定する市町村が増えました。処務規程は、法的根拠に基づく事務処理を明確化し、事務職員の専決や代決、公印取扱者としての位置付けを明確にしました。これにより、責任と権限を持った職として、企画運営委員会等学校経営に参画することが当然のようになりました。こうして、ほぼ形としての定着の姿は整いました。

(3) 学校を取り巻く環境変化

1) 中央教育審議会『今後の地方教育行政の在り方について』答申

平成10年の中教審答申は、学校の自主性・自律性の確立に向けた教育の地方分権化と学校への権限委譲と、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しを提言しました。これにより、規制緩和、地方分権をもとに自己責任、説明責任を負うことのできる学校経営、学校運営がより一層求められるようになりました。学校事務職員も、従来のような行政の支えが十分期待できないなか、独立組織体としての学校を行政的側面から担う専門的力量がより一層必要となりました。

2) 行政の生産性向上とアウトソーシング

静岡県は行政の生産性を向上させるために、全国に先駆けて総務事務のアウトソーシングに着手しました。総務事務の共同実施とも言うべきアウトソーシングは、標準的職務の中の主として事務職員が総括すべき範囲、給与・旅費等の定型的業務に将来どの程度に波及していくのか気になるところです。

3) 総額裁量制と存在証明

裁量の幅の拡大で注目されるのは、総額裁量制です。そこでは、第一に校内で存在が認められなければ、社会的にも存在意義を発揮することはできません。まずは学校にとって意味ある人でなけ

ればならないのです。権限委譲、裁量権限の増大の中で、学校の事務・業務は増大し、複雑化しています。そのうえ、財政危機の進行で、市町村費事務職員等の引き上げ臨時化が進むなか、より一層の事務・業務の効率化を図り、質の高い教育を提供するための組織づくりが必要とされます。

4) キャリアデザイン

特色ある教育を展開し、魅力ある学校づくりをするためには、学校事務職員も標準的職務を基盤としつつも、変化の激しい時代に対応することが求められています。このような時代こそ、「生きる力」ともいうべき、自らの責任で、なりたい自分に向かって資質と能力を身につけていくというキャリアデザインというべき考え方が注目されています。厳しい時代を生き抜き、学校を活性化させるため、組織マネジメント能力を一層発揮することが大切です。

(4) 今後の課題

静岡県では、標準的職務の通知がされてから10年を経過し、また、事務研究会発足50周年という節目を迎え、理想と現実のギャップ、多忙感のなか、長期活動計画にかわる新たな組織目標の策定に取り組んでいます。そのような時、静岡大学による公立小中学校事務研究会の会員や高等学校の事務職員を調査対象とする、『ライフコースアプローチに基づく専門的力量に関する実態調査研究』がまとめられました。そこでは、方法論として、制度論ではなく「事務職員を理解し、そこから新しい制度を構築しようという職員論の立場」にたった、生身の等身大の事務職員像から始まる分析と提言は、ひとつひとつ私たち事務職員の実感に迫るものがあります。大学という外部機関の研究成果と貴重な提言を、どのように受け止め、今後どのように生かしていくのかが問われています。静岡県の事務研究会は、様々な機関との協働を確立しつつ、新たな半世紀に向かって力強い一歩を踏み出したいと思っています。

(資料1)

教義第 1036号
平成5年3月29日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長 印

市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）

市町村立小中学校における調和のとれた学校運営と校内組織の一層の充実を図るため、市町村立小中学校事務職員の標準的職務の基準を別紙のとおり定めました。

この基準により、開かれた学校づくりの推進、学校運営組織の確立など学校運営の確立など学校の活性化を図るとともに、学校事務の円滑かつ効率的運営を目指すものであります。

ついては、下記事項に留意の上、貴管内小中学校へ指導願います。

記

- 1 学校運営の重要な一翼を担っている学校事務の重要性を認識するとともに、学校運営組織が円滑に機能するよう努めること。
- 2 学校事務の合理化、能率化を図るとともに、校務分掌組織の見直しを行うこと。
- 3 今回示した職務内容は、標準的なものであるので、学校規模、事務職員の経験年数、事務職員数を考慮するとともに、事務職員に過重な負担にならないよう留意すること。
- 4 標準的職務一覧表について
 - (1) 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示したものである。
 - (2) 区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。よって、事務職員以外の職員が担当する業務内容も含まれる。

(別紙) 市町村立小中学校事務職員の標準的職務一覧表

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校 経営	企画運営への参画に関すること	企画運営委員会への参画 校務分掌組織検討への参画 業務運行の策定並びに指導、助言
	諸規定の制定に関する	文書規定関係事務 経理に関する規定関係事務 校内諸規定に係る指導、助言
	学校事務全般に関すること	学校事務全般に係る指導、助言

(注) 1 学校事務とは、児童生徒の直接的指導を除いた仕事をいう。

2 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示し、区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。

区分	職務内容	職務内容関係事務
庶務	文書に関すること	文書関係事務 学校備付表簿等管理、保存事務
	調査統計に関する	学校基本調査関係事務 その他調査統計関係事務
	就学援助に関すること	就学援助関係事務 就学奨励関係事務
	渉外に関すること	官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関すること	職員等の証明関係事務 庶務関係事務
人事	人事事務に関すること	採用、退職、転出入関係事務 その他人事関係事務
	服務事務に関すること	出勤簿関係事務 その他服務関係事務
給与	給与に関すること	給与関係事務 年末調整、区市町村民税関係事務
	旅費に関すること	予算管理事務 その他旅費関係事務
福利厚生	福利厚生に関すること	公立学校共済組合、教職員互助組合関係事務 公務災害関係事務 労働安全衛生関係事務 その他福利厚生関係事務
管財	施設・設備に関すること	施設・設備の維持、管理関係事務 その他施設・設備関係事務
	物品に関すること	物品の維持、管理関係事務 その他物品関係事務
経理	市町村費に関すること	予算編成、執行、決算関係事務
	学校徴収金に関すること	計画、執行、決算関係事務
監査 検査	監査・検査に関すること	監査・検査関係事務
その他	所属長の指示する職務	

3 千葉県における職務標準（通知）の状況

(1) 千葉県学校事務研究協議会（千事研）の取り組み

千事研では、昭和53年9月に「千葉県下の公立小中学校における学校事務の本質、あるべき姿を追求し、適正な人員配置、職務の内容、事務組織の確立をはかるための科学的な資料作成」を目的とし、研究部内に職務内容明確化研究委員会を発足させ、職務内容明確化に関する研究をスタートさせました。この研究は7年間を費やし「職務内容明確化研究のあゆみ」を発行し終了しました。膨大な時間と労力を費やし単位事務を洗い出し職務範囲を明示しました。しかし、単位事務内容の理解不足、経験年数や学校規模、地域格差などのいくつかの壁を越えがたく一人一人の自主的な研究に委ねることになり、これ以後の研究の方向は、事務職員の職務に対する責任と権限を求める「職の指定」へと移行しました。

その後千事研研究大会等で職務内容明確化を求める動きが再熱し、平成10年に標準的職務に関する特別委員会を発足させ、翌平成11年に千事研内に学校事務推進検討委員会（以下、検討委員会）を設立させました。検討委員会は平成12年、県教育委員会に「標準的職務研究の中間報告」を提出しました。平成13年に検討委員会は県教育委員会に「学校事務職員の標準的職務に関する研究のまとめ」を報告しました。

(2) 県教育委員会の通知

県教育委員会は全国的な通知の状況や千事研の要請あるいは社会情勢等を考慮したうえで、通知の必要性を認め、平成15年3月25日付けで、市町村立学校に県費負担教職員として配置している事務職員について、その職務内容を整理、明確にして学校運営への積極的な参加を促し、併せて学校運営の一層の充実と活性化を図ることの必要から、千葉県教育委員会教育長名で「市町村立学校における事務職員の職務内容の位置付けについて」を通知しました。（資料2参照）

(3) 各市町村教育委員会の取り組み状況

現在、この通知に対して各市町村教育委員会では様々な取り組みがされています。市町村教育委員会独自の通知を作成して通知した地区や県の通知文に教育委員会教育長名のかみ文を添えて通知した地区、市町村教育委員会段階で留まっている地区等の状況があります。

ここでは最近市教育委員会からの通知を受けた柏市の取り組みを紹介します。

柏市は県北西部に位置し、人口32万超で小学校33校、中学校16校の規模を有しています。柏市の事務職員の職務内容（標準職務）に関する取り組みの特徴は、県教育委員会からの通知が出される以前から取り組まれたことと、校長（会）の積極的な指導の下に市独自の通知が出されたことにあります。学校経営の責任者である校長は、中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」を受けた新教育課程下における学校経営や運営の改善が求められることから、学校事務の見直しは避けては通れない認識を持っていました。学校事務に携わる事務職員の職務については単なる事務職員だけのことではなく、管理職や教育委員会に影響を及ぼす問題であることから、市全体での取り組みの必要性が求められました。

市校長会からの積極的な働きかけで、平成15年1月に小中学校校長会名で「柏市学校事務の職務標準化対応」検討委員会が設置されました。（資料4参照）校長会、教頭会、事務職員会及び市教育委員会の代表者16名で構成され、10数回の会議並び多くの調査時間等が費やされました。千事研試案の「職務標準表」と市内の状況を照らし合わせ、それぞれの立場から課題や問題点の洗い出し等を行いました。また、関係者には『「職務標準化対応」検討委員会だより』を校長会長名で発行し、会議の内容や検討課題等を周知するとともに実効あるものにするための啓発に取り組み（資料5）1年間の検討結果をまとめ市教育委員会に提言の形にして提出しました。

市教育委員会はこの提言を踏まえ、平成16年2月26日付け、柏市教育委員会教育長名で「柏市立小・中学校事務職員の標準的職務について」（資料3参照）を市内小中学校長に通知しました。平成16年度は試行調整期間と定め、定着に向けた継続的な取り組みがされています。

(4) 成果と課題

今現在通知を出していない市町村にあっても、校務分掌の見直しや企画委員会への参画を図った

り、あるいは処務規程の制定や学校管理規則の改正を行うなど、それぞれの市町村に合った形の取り組みが進められています。学校事務が学校経営の一翼を担い、学校運営に欠かすことのできない部門であることが位置づけられたことは確かなことです。管理運営部門の中心となって業務を推進していく職員が事務職員でなければならないと思います。通知が出されるまでの取り組みでは、大変な労力をかけ一つの目標は達成したことは事務職員として念願が叶い喜ばしいことですが、これからは通知に込められた様々な想いに応える行動が重要になります。通知の内容に応えるべき資質や能力を兼ね備えるための自己研鑽や体制づくりが今後の課題ですが、何よりも事務職員自身の意識改革が最大の課題であると思います。

(資料2)

教義第515号

平成15年3月25日

各市町村教育委員会教育長様

千葉県教育委員会教育長

市町村立学校における事務職員の職務内容の位置付けについて(通知)

県教育委員会では、市町村立学校に県費負担教職員として配置している事務職員について、その職務内容を整理、明確にして学校運営への積極的な参画を促し、併せて学校運営の一層の充実と活性化を図ることが必要であると考えております。

つきましては、服務監督権者である貴教育委員会においても、下記の内容を参照の上、事務職員の職務内容を整理、検討し、明確な位置付けをしていただきますようお願いいたします。

なお、各学校における校務分掌等の決定においても、本通知の趣旨が生かされるよう、貴管下の学校に対し周知願います。

記

1 趣旨

これからの学校教育においては、生きる力をはぐくむ教育の推進や心の教育の充実が大きな課題となる中で、各学校が、自らの責任と判断により、創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある学校づくりを展開するとともに、今まで以上に家庭や地域社会と連携協力して、地域に開かれた学校運営を推進することが求められています。

そのため、校長をはじめとする教職員一人一人が、その職務と責任を自覚し、持てる専門的な能力を最大限に発揮して、校長の教育方針の下に学校運営が円滑かつ組織的、機動的に行われ、併せて、その透明性を確保し、保護者や地域住民に対して学校運営に係る責任の所在を明らかにするとともに、家庭や地域社会との連携を強化する観点から、校務分掌、各種の会議、委員会などの校内組織及びその運営の在り方について見直しを図ることが必要です。

2 市町村立学校における事務職員の職務内容の位置付け

(1) 事務職員の位置付け

本来、学校事務は、教育指導、研究・研修とともに学校運営の重要な部分を占めるものであり、教育内容の多様化、諸制度の充実に伴って、一層その重要性が増していることから、それらを学校運営組織に位置付けることが必要です。

特に、事務職員は、学校事務を総括するとともに、中心となって学校事務を推進する役割を担っており、学校運営におけるその重要性が認識されて、教育指導等とともに適切に位置付けられ、学校事務全体が適正に機能するようにすることが重要です。

(2) 市町村教育委員会における取組の具体

市町村立学校に県費負担事務職員として配置されている事務職員については、ほとんどの学校が1人配置体制であったことなどから、これまで、その職務内容についての整理、検討が不十分で、時には各学校における取扱いが大きく異なる例も見られたところです。

しかしながら、地方分権が一層進展する中であって、各学校が自主性、自律性を確立し、特色あ

る学校づくりを推進したり、個人情報保護などの適正な情報管理を行いつつ積極的に情報を公開して、開かれた学校づくりを進めたりするためには、財務、法令、文書処理関係事務などをはじめとする行政事務の担当者としての事務職員のなお一層の能力活用が必要となってきます。

このようなことから、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会においては、それぞれの市町村及び地域の状況や各学校の実情を踏まえて、事務職員の職務内容を整理、検討してその明確化を図り、あるいは、学校事務を適切に位置付けるための処理規程等の整備により円滑かつ効率的な事務執行と一層適正な学校運営に資するよう配慮してください。

(3) 各学校における校務分掌等の見直し

各学校においては、児童生徒、保護者及び地域の実態にそって、それぞれの教育課題を明確にし、校長のリーダーシップの下、教職員が一致協力して、効果的かつ効率的な学校運営を行うため、次の観点から、校務分掌等様々な校務を分担する組織体制を整備することが求められます。

ア 組織的、一体的な教育活動を展開するため、教職員一人一人の専門性を生かして、その能力を最大限に発揮させるようにすること

イ 事務職員の職務と位置付けを明確にするとともに、他の教職員の職務との関係において適切な連携関係を構築し、円滑な学校運営が図られるように配慮すること

3 具体的な事務に当たっての留意点

(1) 事務職員の職務内容の明確化にあたっては、地域の実情及び事務職員の職務に関連する諸規則等を考慮し、適正な職務内容になるよう配慮すること。

なお、具体的な例としては、別記1(〇〇立小・中学校事務職員の標準的職務について)、別記2(〇〇立学校職員処務規程)等が考えられること。

さらに、職務内容の整理、検討に当たっては、千葉県学校事務研究協議会等で研究された内容も参照されたいこと。

(2) 各学校においては、学校事務がより適正かつ組織的に執行されるよう、当該教育委員会が示した事務職員の職務一覧表等に基づき事務部門の校務分掌の明確化に努めること。

なお、決定するに当たっては、学校規模、事務職員の経験年数、事務職員の配置数等を考慮すること。

(3) 事務職員が、学校予算の編成、執行などを通じて教育活動にかかわり、諸規定、情報管理、施設設備などの領域において専門性を活かして主体的・積極的に学校運営等にかかわれるよう配慮されること。

別記1(参考例)

〇〇立小・中学校事務職員の標準的職務について

事務区分	職務の分類	具体的な職務内容
総務	企画運営への参画に関すること	
	諸規定に関すること	
	文書及び情報処理に関すること	
	学籍に関すること	
	就学援助に関すること	
	調査統計に関すること	
	教科書に関すること	
	証明に関すること	
	渉外に関すること	
人事	庶務に関すること	
	人事事務に関すること	
	服務事務に関すること	
	給与に関すること	

	旅費に関すること	
	福利厚生に関すること	
財 務	予算に関すること	
	物品に関すること	
	施設・設備に関すること	
	監査・検査に関すること	
	経理に関すること	
その他	その他学校事務全般に関すること	

(注) 1 本参考例は、事務職員の職務内容を一覧表にまとめて示したものである。

2 事務区分及び職務の分類については、概ね共通な内容を列記したものである。

3 具体的な職務内容については、市町村教育委員会において判断すべきものとして空欄とした。

別記2(参考例)

〇〇〇市(町村)立学校職員処務規程

第一条この規程は、……(略)

(中略)

第〇条事務職員の職務は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 企画運営への参画に関すること
- 二 諸規定に関すること
- 三 文書及び情報処理に関すること
- 四 学籍に関すること
- 五 就学援助に関すること
- 六 調査統計に関すること
- 七 教科書に関すること
- 八 証明に関すること
- 九 渉外に関すること
- 十 庶務に関すること
- 十一 人事事務に関すること
- 十二 服務事務に関すること
- 十三 給与に関すること
- 十四 旅費に関すること
- 十五 福利厚生に関すること
- 十六 予算に関すること
- 十七 物品に関すること
- 十八 施設・設備に関すること
- 十九 監査・検査に関すること
- 二十 経理に関すること
- 二十一 その他学校事務全般に関すること

(資料3)

柏教学第749号
平成16年2月26日

市立小・中学校長様

柏市教育委員会教育長 矢上直

柏市立小・中学校事務職員の標準的職務について(通知)

このことについて、柏市では平成15年1月に柏市小中学校校長会、柏市小中学校教頭会、柏市小中学校事務職員会及び柏市教育委員会からなる「柏市学校事務の職務標準化対応検討委員会」を発足し、

検討してまいりました。

その間、千葉県教育委員会教育長から平成 15 年 3 月 25 日付け教義第 515 号「市町村立学校における事務職員の職務内容の位置付けについて(通知)」により、市町村立学校に県費負担教職員として配置している事務職員について、その職務内容を整理、明確にして学校運営への積極的な参画を促し、併せて学校運営の一層の充実と活性化を図るよう通知がありました。検討委員会ではこの通知を踏まえ、さらに検討を加え平成 15 年 12 月に「柏市立小・中学校事務職員の標準的職務」としてまとめました。つきましては、下記の内容を参照のうえ、貴校における校務分掌等の決定においても、本通知の趣旨が生かされるようお願いいたします。

記

1 趣旨

これからの学校教育においては、生きる力を育む教育の推進や心の教育の充実が大きな課題となる中で、各学校が、自らの責任と判断により、創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある学校づくりを展開するとともに、今まで以上に家庭や地域社会と連携協力して、地域に開かれた学校運営を推進することが求められています。

そのため、校長をはじめとする教職員一人一人が、その職務と責任を自覚し、持てる専門的な能力を最大限に発揮して、校長の教育方針の下に学校運営が円滑かつ組織的、機動的に行われ、併せて、その透明性を確保し、保護者や地域住民に対して学校運営に係る責任の所在を明らかにするとともに、家庭や地域社会との連携を強化する観点から、校務分掌、各種の会議、委員会などの校内組織及びその運営のあり方について見直しを図ることが必要です。

2 事務職員の職務内容の位置付け

(1) 事務職員の位置付け

本来、学校事務は、教育指導、研究・研修とともに学校運営の重要な部分を占めるものであり、教育内容の多様化、諸制度の充実に伴って、一層その重要性が増していることから、それらを学校運営組織に適切に位置付けることが必要です。

特に、事務職員は、学校事務を総括するとともに、中心となって学校事務を推進する役割を担っており、学校運営におけるその重要性が認識されて、教育指導等とともに適切に位置付けられ、学校事務全体が適正に機能することが重要です。

(2) 各学校における校務分掌等の見直し

各学校においては、児童生徒、保護者及び地域の実態にそって、それぞれの教育課題を明確にし、校長のリーダーシップの下、教職員が一致協力して、効果的かつ効率的な学校運営を行うため、つぎの観点から、校務分掌等様々な校務を分担する組織体制を整備することが求められます。

組織的、一体的な教育活動を展開するため、教職員一人一人の専門性を生かして、その能力を最大限に発揮させるようにする。

事務職員の職務と位置付けを明確にするとともに、他の職員の職務との関係において適切な連携関係を構築し、円滑な学校運営が図られるように配慮する。

学校事務がより適正かつ組織的に執行されるよう、「柏市立小・中学校事務職員の標準的職務」に基づき、事務部門の校務分掌の明確化に努めるようにする。なお、校務分掌を決定するに当たっては、学校規模、事務職員の経験年数、地域の実情等を考慮する。

事務職員が、学校予算の編成、執行等を通じて教育活動にかかわり、諸規定、情報管理、施設設備などの領域において専門性を生かして主体的・積極的に学校運営等に関われるよう配慮する。

3 「柏市立小・中学校事務職員の標準的職務」の取扱いについて

柏市教育委員会では、「柏市学校事務の職務標準化対応検討委員会」において 1 年間検討し、作成された「柏市立小・中学校事務職員の標準的職務」について、平成 16 年度においては試行調整期間とします。

各学校においては、校務分掌等様々な校務を分担する組織体制を整備するとともに、それによる課題等の把握に努めてください。

柏市立小・中学校事務職員の標準的職務 No.1

:担当 :一部担当 :把握

事務区分	職務の分類	具体的な職務内容	作成書類名及び作業等	担当区分	
総務	企画運営への参画に関する事	企画運営委員会への参画			
	文書及び情報処理に関する事	文書の収受・発送・保管・廃棄	『文書受付簿』		
			『受付文書綴』(保管)		
			『発送文書処理簿』		
			『発送文書綴』(保管)		
			文書の審査(起案)		
	情報の管理・発信		『学校日誌』		
			学校ホームページ		
	学籍に関する事	学校備付表簿管理保管	『指導要録』		
			『出席簿』		
			『卒業生台帳』		
		転出入関係事務	転入	『入学通知書』	
				『転入児童(生徒)台帳』	
				『転入児(生)受付通知』	
			転入転出	『児童(生徒)在籍数表』	
			転出	『転出児童(生徒)台帳』	
	『在学証明書』				
『在学証明書発行原簿』					
その他	『転入学通知書』				
入学・卒業関係	児童・生徒数の把握				
就学援助に関する事	就学援助奨励関係事務	認定申請	『受給申請書』(控え)		
			『児童生徒調査票』(控え)		

No.2 ~ No.5 省略

(資料4)

平成 15 年 1 月 8 日

「柏市学校事務の職務標準化対応」検討委員会設置について

柏市小中学校長会長 佐々木 一夫

1. 趣旨

中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』(平成 10 年 9 月)は、今回の教育改革の基本方向を見定める答申として、その後の様々な改革施策に大きな影響を及ぼしていることは周知の通りである。

特に、「第 3 章 学校の自主性・自律性の確立について」は、学校経営に直接的な示唆をもたらすものが多い。中でも、「2 教育委員会と学校の見直しと学校裁量権限の拡大」や「4 学校運営組織の見直し」「5 学校事務・業務の効率化」については、新教育課程下における学校運営や経営に改善していこうとする際、避けては通れない内容を持っている。

一方、千葉県学校事務研究協議会で学校事務推進検討委員会を立ち上げ、今般、「学校事務職員の標準的職務に関する研究のまとめ」(平成 13 年 5 月、11 月配布、黄表紙冊子)を発行して、今後の学校事務のあるべき基本方向をまとめた。

又、この「まとめ」をもとに『県教育委員会でも永年の懸案事項の一つという認識のもとに、他県の実践に学び、近い内に何らかの形でこれを示すことになる。参考資料の一つとして(校長は)これに目を通しておくように・1 という出張所長の話(管内校長会議席上挨拶)もあったところである。その対応策が求められてきている。

柏市においても、一部事務職員や教育委員会内部で現状の学校事務の在り方を見直したいという意見は以前からあったものの、具体化するまでには至らなかった。その最大の理由は、『学校事務の見直し』が単に事務職員だけの固有の問題ではないからである。それは必然的に管理職や教育委員会関係課にも影響を及ぼし、相互の理解と協力が絶対に必要だからである。

そこで、今回、上記 及び を受けて、事務職員部会でも改善を望む声があがり、この際、柏市の教育行政及び学校管理職など関係者が相互に理解と協力をしあい、「柏市における学校事務の職務標準化への対応」策を検討し、永年の課題解決に向けた検討委員会(プロジェクトチーム)の設置を図ることを提案したい。

2. 組織体制

対象 「柏市における学校事務の職務標準化への対応」策検討という趣旨により、関係機関及び関係者を下記のようにし、それぞれの代表者で構成する。

- ・ 柏市教育委員会(学務課・教職員課) ・ 小中学校校長会
- ・ 小中学校教頭会 ・ 小中学校事務職員会

人数 16 名程度

- ・ 市教育委員会(学務課・教職員課) 各 1 名程度 ・ 小中学校校長会 小 2 名・中 1 名程度
- ・ 小中学校教頭会 小 2 名・中 1 名程度 ・ 小中学校事務職員会 8 名程度

3. 検討課題、内容

「県職務標準化」案と柏市の実状分析、問題点の明確化

柏市バージョン案の検討 導入・実施時期の検討 その他

4. 運営

具体的な作業は、「県職務標準化」案をもとにする。

主な作業は事務職員会代表者たちがあたる。

校長会、教頭会各代表者は、それぞれの立場からその作業を支援する。

教育委員会代表は、行政の立場から効率的で、円滑な学校事務の望ましい執行及び連携体制の確立に努め、その作業を支援する。

5. 作業工程と見通し

12 月：役員会で協議、関係機関への説明・働きかけなど。

事務職員会です承。教頭会への働きかけ。

1月：定例校長会議で協議、教頭会で説明、協議。

20日（月）前後に第1回検討委員会を立ち上げる。

（*この後の計画は、検討委員会の計画による。）

平成15年度は、柏市バージョン案の試行期間とする。内容によって先行できる学校では、それぞれ先導的な試みを進めていく。その実践的な経過を報告し合って内容を深める。

事務職員会は、そのために15年度の研修を柏市バージョン案の実践的な検討に充てるようにし、当事者意識と能力の発揮に努める。校長会及び教頭会でも同様とする。

16年度には、市内において柏市バージョン案の完全適用をめざす。

市教育委員会は、「柏市学校財務事務取扱要綱」（仮称）の策定に向けて努力する。

検討委員会でも、その策定作業に協力する。

（資料5）

平成15年2月20日

柏市教育委員会学校教育部長 様

柏市小中学校長 様

柏市小中学校教頭 様

柏市小中学校事務職員 様

柏市小中学校長会長 佐々木一夫

柏市学校事務の職務標準化対応検討委員会

委員長 長谷川邦義

「職務標準化対応」検討委員会だより（第2号）

2月17日に第2回検討委員会が開催されました。「千事研試案」を採用した場合にどのような問題・課題があるかについて、あらかじめ各組織ごとに意見集約しておいた短冊を持ち寄り、内容毎に分類作業をしました。（短冊提出への協力ありがとうございました。）

その結果、次のように大きく4つの課題に分類されました。

企画・運営委員会への参画について

職務内容を巡る管理職と事務職員との関係について

意識改革の必要性について

県・市行政とのかわりについて

上記4点の課題をそれぞれ4つの班に分かれて担当し、さらに各班ごとに「問題や課題となる共通項」を中間見出し的にまとめ、プレゼンテーション方式で発表しました。

概略は、次の通りです。

企画・運営委員会への参画について

- ・参加、参画大賛成。だけど条件が……。現状のままではとてもとても……。

* 参画は必要。しかし問われる経験と力量。

職務内容を巡る管理職と事務職員との関係について

- ・総務、財務は公務分掌の改善が必要。連携が取り合える体制づくりを。
- ・渉外について、PTA や市教委とのやりとりは事務職だけでは無理ではないか。
- ・その他、栄養士、事務補助員などとの連携の取り方や職務内容を明確にしていく必要がある。線引きをどうするか。

意識改革の必要性について

- ・事務職員の意識改革が必要。 ・標準化に対応した研修が必要。
- ・全職員への周知も必要。 ・校長のリーダーシップが何よりも必要。

意識改革の必要性について

- ・人的な配置 ・財務事務取扱要項の策定が必要。 ・就学援助事務など（以下省略）

基調講演

演題 「これからの学校経営における学校事務と事務職員の役割」

講師 岩永 定 (いわなが さだむ) 氏

国立大学法人鳴門教育大学教授 教育学修士

プロフィール

1954年 佐賀県唐津市生まれ

略歴 九州大学、九州大学大学院修了後

鳴門教育大学助手、同講師、同助教授を経て、現在教授として教鞭中。

専門分野 「教育経営学」で、近年の研究テーマは「学校と家庭・地域の連携」として親・住民・学校、教育委員会の相互関係を教育の地方自治の観点から理論的・実証的に研究中。

担当科目 教育制度論、学校制度と教育法規、地域教育システム研究、教育政策分析演習 など

所属学会 日本教育行政学会、日本教育経営学会、日本教育法学会、日本比較教育学会、西日本教育行政学会

日本教育行政学会編集委員、西日本教育行政学会編集委員長など歴任

著書 「父母・住民の経営参加と学校の自立性」『日本の教育経営』第2巻(玉川大学出版部)
「『学校運営協議会』をどう運営するか」『教職研修』2004年4月号
「保護者の学校教育に対する意識と学校関与意欲の関係」『日本教育経営学会紀要』第46号ほか多数

Memo.